

足立区公契約条例制定[声明] 区民、区議会、業界団体、行政の理

解とご尽力に心より感謝し、組合員とともに祝う

2013年9月27日 東京土建一般労働組合足立支部
執行委員長 島原 孝

すべての組合員とともに歓迎する

本日、9月27日足立区議会において、足立区公契約条例が全会派一致で成立した。区民、区議会、行政、業界団体のご理解とご協力に心より感謝致します。また長年に渡って運動をすすめてきた組合幹部、組合員の奮闘に敬意を表するものです。

条例制定運動を開始し10年余

足立支部が条例制定運動を開始したのは10年前の「公契約条例制定をめざすシンポジウム」(2003年7月=101人)であった。その後、足立区における「元請・下請関係の適正化等について(函館方式)」の指導文書策定(2004年4月)「公共工事における建設労働者の適正な労働条件確保等に関する意見書」採択(2005年6月)と、建設従事者の労働環境改善を取り組んできた。

実態調査、継続的で地道な取り組みで区民理解を広げた

その後2009年野田市条例制定を受け、区内現場実態の把握と継続性が重要との認識に立って、組合員=住民目線での運動を加速させた。区役所前での月例早朝宣伝開始(2010年1月)をはじめ、「公契約を考える足立のつどい」(2010年11月=212人)「防災と地域建設業の役割シンポジウム」(2012年11月=333人)「足立区公契約条例パブリックコメントを学ぶ区民学習会」(2013年6月=394人)へと区民、業界、議会、行政での条例制定への世論づくりに努めてきた。

労働環境改善で若者に魅力ある建設業界へ大きな成果

さて、条例は区が発注する工事に携わる労働者の賃金をはじめとする労働条件等の適正化を図り、公契約の質の向上や地域経済の活性化、区民福祉の向上を実現することとしている。労働報酬審議会の設置(労働者委員の選出)及び一人親方の労働者適用並びに発注者と受注者の対等な契約当事者とする明文化は、組合の要望に沿ったものであり大いに評価する。当面条例の適用工事現場は年間10件程度とされているが、条例の理念をすべての現場に浸透させると共にさらにその範囲を広げることが求められる。

足立支部の経験が全国に活かされるように新たな使命感を持って奮闘する

東日本大震災、技能労働者不足、社会保険未加入問題、TPP加盟交渉、東京オリンピック開催など、建設産業を取り巻く環境はかつてなく劇的な変化が起きている。足立区は東京23区最大の予算規模を誇り、68万区民は全国1742自治体で24番目の大きさである。本区での条例制定は、全国的に大きな影響を与えるものと思われる。東京土建足立支部は、建設産業の民主的な発展と全国の公契約運動推進に貢献するため、我々が培った経験を活かすべく新たな使命感を抱いて頑張る決意である。